

申告、納付及び還付等

1 連結中間申告

(1) 制度の概要

連結親法人（普通法人に限ります。以下1において同じです。）は、連結事業年度が6月を超える場合には、その連結事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し次に掲げる事項を記載した連結中間申告書を提出する必要があります。ただし、連結中間税額が10万円以下である場合又は連結中間税額がない場合には、この連結中間申告書を提出する必要はありません（法81の19、法規37の8）。

イ 連結中間税額

連結確定法人税額をその連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額（その連結事業年度が最初連結親法人事業年度である場合には、次に掲げる金額の合計額となります。）

連結法人（最初連結親法人事業年度開始の時に連結親法人による連結完全支配関係がないものを除きます。において同じです。）の最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定法人税額でその最初連結親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したものをその事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額の合計額

連結法人の最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額でその最初連結親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したその連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税の額に係るものをその開始の日の前日の属するその連結法人の連結事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額

ロ 記載事項

連結中間税額

連結中間税額の計算の基礎

連結親法人の名称及び納税地並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地が異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

代表者の氏名

連結事業年度の開始及び終了の日

その他参考となるべき事項

(注)1 ここにいう「連結事業年度」とは、6(2)の連結親法人事業年度をいいます。以下(2)までにおいて同じです。

2 「連結確定法人税額」とは、その連結事業年度の前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき4に掲げる金額でその連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したものをいいます。以下(3)までにおいて同じです。

3 「連結法人税個別帰属支払額」とは、1に規定する連結法人税の負担額をいいます。以下(6)までにおいて同じです。

4 1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として月数計算を行います。以下(6)までにおいて同じです（法81の19）。

(2) 加入子法人がある場合の調整

次に掲げる期間内に(1)の連結親法人による連結完全支配関係を有することとなり、かつ、その有することとなった日からその連結親法人の連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までその連結完全支配関係が継続している連結子法人（この(2)において「連結加入法人」といいます。）がある場合には、その連結事業年度の連結中間申告書については、(1)イの金額はそれぞれ次の金額を加算した金額となります（法81の19）。

期 間	金 額
その連結事業年度の前連結事業年度	連結加入法人の確定法人税額等をその計算の基礎となったその連結加入法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これにその連結親法人の前連結親法人事業年度の月数のうちに占めるその前連結親法人事業年度開始の日からその連結加入法人の連結納税の適用を開始した日の前日までの期間の月数の割合に6を乗じた数を乗じて計算した金額
その連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間	連結加入法人の確定法人税額等をその計算の基礎となったその連結加入法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これにその連結加入法人の連結納税の適用を開始した日からその6月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

(注) 1 「連結加入法人の確定法人税額等」とは、連結加入法人の次に掲げる金額のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係るものをいいます。

連結加入日前に開始し、その連結親法人の連結親法人事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した各事業年度(その月数が6月に満たないものを除きます。)の確定法人税額でその連結親法人の連結親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したもの

連結加入日前に開始し、その連結親法人の連結親法人事業年度開始の日の1年前の日以後に終了したその連結加入法人の各連結事業年度(その月数が6月に満たないものを除きます。)のその連結加入法人の連結法人税個別帰属支払額でその連結親法人のその連結親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税の額に係るもの

2 この連結中間申告書には、次に掲げる事項を付記することになります(法規37の8)

連結加入法人の名称

連結加入日

連結加入法人の確定法人税額等及びその計算の基礎となったその連結加入法人の事業年度の所得の金額又は連結事業年度の個別所得金額

の事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日

(3) 離脱子法人がある場合の調整

(1)の連結親法人の連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間内に、その連結親法人との間に連結完全支配関係のある連結子法人に次の事実が生じた場合には、連結中間税額は、連結確定法人税額からその連結子法人に係る連結法人税個別帰属支払額を減算し、又は連結確定法人税額にその連結子法人に係る連結法人税個別帰属受取額を加算した金額を前連結事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額となります(その金額がマイナスとなる場合には零となります。)(法81の19)

連結納税に係る承認の取消しを受けた場合(6(1)による承認の取消しがこれに当たります。)

連結子法人が連結親法人との間にその連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったことにより連結納税に係る承認のみなし取消しを受けた場合(6(2) による承認のみなし取消しがこれに当たります。)

その連結事業年度開始の日の前日からその開始の日以後6月を経過した日の前日までの期間内に、その連結子法人が合併以外の事由により解散し、連結納税に係る承認のみなし取消しを受けた場合(6(2) (ロ)による承認のみなし取消しがこれに当たります。)

その連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日までの期間内に、その連結子法人が合併により解散し、連結納税に係る承認のみなし取消しを受けた場合(6(2) (イ)による承認のみなし取消しがこれに当たります。)

(注) 1 「連結法人税個別帰属受取額」とは、 2の連結法人税の減少額をいいます。

2 この連結中間申告書には、次に掲げる事項を付記することになります(法規37の8)

6(1)、 6(2) の規定により連結納税に係る承認を取り消された連結子法人の名称

6(1)の承認の取消処分の日又は 6(2) の事実が生じた日

の連結子法人の連結法人税個別帰属支払額又は連結法人税個別帰属受取額及びその計算の基礎となったその連結子法人の連結事業年度の個別所得金額又は個別欠損金額

(4) 合併を行った場合の調整(新設合併以外の合併)

連結法人が、その連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度、その連結事業年度の前連結事業年度又はその連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間内に次に掲げる合併を行っている場合には、(1)イにより計算した金額にそれぞれ次に掲げる金額を加算した金額が連結中間税額となります(法81の19)

場 合	期 間	加 算 額
連結親法人が自己を合併法人とする適格合併(その連結親法人との間に連結完全支配関係を有しない法人を被合併法人と	連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又はその連結事業年度の前連結事業年度	連結親法人事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度(6月に満たないものを除きます。)の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号《確定申告に係る法人税額》の法人税額で、その連結親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したもののうち最も新しい事業年度に係るもの((5)までにおいて「被合併法人の単体確定法人税額等」といいます。)をその計算の基礎となったその被合併法人

<p>するものに限ります) を行った場合</p> <p>その連結法人が他の連結法人(その連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限り、連結親法人を除きます。)を被合併法人とする合併を行った場合</p>		<p>の事業年度の月数で除し、これにその連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占めるその前連結親法人事業年度開始の日から適格合併(左の場合には合併)の日の前日までの期間の月数の割合に6を乗じた数を乗じて計算した金額</p> <p>又は</p> <p>その1年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度(6月に満たないものを除きます。)のその被合併法人の連結法人税個別帰属支払額でその6月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号《連結確定申告に係る法人税額》の法人税の額に係るものうち最も新しい連結事業年度に係るもの(以下(5)までにおいて「被合併法人の連結確定法人税額等」といいます。)をその計算の基礎となったその被合併法人の連結事業年度の月数で除し、これにその連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占めるその前連結親法人事業年度開始の日から適格合併(左の場合には合併)の日の前日までの期間の月数の割合に6を乗じた数を乗じて計算した金額</p>
	<p>連結事業年度開始の日から同日以後6月を経過した日の前日までの期間</p>	<p>被合併法人の単体確定法人税額等をその計算の基礎となったその被合併法人の事業年度の月数で除し、これに適格合併(左の場合には合併)の日からその6月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額</p> <p>又は</p> <p>被合併法人の連結確定法人税額等をその計算の基礎となったその被合併法人の連結事業年度の月数で除し、これに適格合併(左の場合には合併)の日からその6月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額</p>

(注) この連結中間申告書には、次に掲げる事項を付記することになります(法規37の8)。 (5)の場合も同じです。

被合併法人の名称

合併の日

被合併法人の単体確定法人税額等又は被合併法人の連結確定法人税額等及びその計算の基礎となったその被合併法人の事業年度の所得の金額又は連結事業年度の個別所得金額

の事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日

(5) 適格合併を行った場合の調整(新設合併)

連結親法人が適格合併により設立された法人である場合には、各被合併法人の単体確定法人税額等又は連結確定法人税額等をその計算の基礎となったその被合併法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額の合計額が(1)の金額とされます(法81の19)。

(6) 分社型分割以外の分割を行った場合の調整

次に掲げる期間内に連結親法人又は連結子法人が自己を分割法人とする分社型分割以外の分割を行った場合(連結子法人が分割法人である場合にはその分割を行った日からその連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までその連結子法人とその連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していたときに限ります。)は、その連結親法人が提出すべきその連結事業年度の連結中間申告書の連結中間税額は、それぞれ次に掲げる金額とされます(法81の19)。

連結事業年度の前連結事業年度開始の日の翌日からその前連結事業年度終了の日までの期間

(1)イにより計算した金額に相当する金額(において「前期実績基準額」といいます。)に次の算式により計算した金額を加算した金額

$$\left(\frac{\text{分割前事業年度の確定法人税額でその連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したもの}}{\text{前連結事業年度の月数}} \right) \times 6$$

連結事業年度開始の日の翌日から同日以後6月を経過した日までの期間

前期実績基準額から次の区分に応じ、それぞれの算式により計算した金額を減算した金額（その金額がマイナスとなる場合には零となります。）

イ 分割前事業年度開始の日の前日が事業年度（前事業年度）に属している場合

$$\left(\frac{\text{前事業年度の確定法人税額でその連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したもの}}{\text{分割前事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数}} \right) \times \text{分割前事業年度の月数}$$

ロ 分割前事業年度開始の日の前日が連結事業年度（前連結事業年度）に属している場合

$$\left(\frac{\text{前連結事業年度のその分割法人に係る連結法人税個別帰属支払額で分割を行った日の属する連結親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したその前連結事業年度の法人税額に係るもの}}{\text{分割前事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の月数}} \right) \times \text{分割前事業年度の月数}$$

(注) この連結中間申告書には、次に掲げる事項を付記することになります（法規37の8）。

- (イ) 分割法人の名称
- (ロ) 分割の日
- (ハ) 次の区分による付記事項の場合

分割法人の分割前事業年度の確定法人税額及びその計算の基礎となったその分割法人の分割前事業年度の所得の金額並びに前連結事業年度の開始の日及び終了の日

の場合

分割法人の分割前事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定法人税額又は連結事業年度の前連結事業年度の分割法人に係る連結法人税個別帰属支払額及びその計算の基礎となった分割法人のその前日の属する事業年度の所得の金額又は前連結事業年度の個別所得金額並びにその前日の属する事業年度又は前連結事業年度の開始及び終了の日

(7) 適用関係

イ 経過措置による承認申請を行った場合の(1)から(6)の適用時期

3(2)ハ(承認申請期限の経過措置)により連結納税の承認の申請を行い承認を受けた連結親法人にあっては、(1)から(6)は最初連結事業年度の翌連結事業年度から適用されます（改正法附則21）。

ロ 最初連結事業年度に(1)から(6)の適用がない法人の中間申告

イの連結親法人（普通法人に限ります。）の最初連結事業年度又はその連結親法人に係る連結子法人の最初連結事業年度（連結親法人の最初連結事業年度終了の日の属する連結子法人の最初連結事業年度に限ります。）の期間に6月経過日がある場合のこれらの法人のその6月経過日の属する事業年度については、単体納税を行う事業年度とみなして中間申告書の提出（法71～73）中間申告による納付（法76）を行うこととなります（改正法附則21）。

(注) 「6月経過日」とは、それぞれの法人の最初連結事業年度開始の日以後6月を経過した日をいいます。

ハ 中間申告の連結中間申告へのみなし

ロにより単体納税を行う事業年度とみなして提出された中間申告書及び中間申告に係る納付税額は、連結中間申告書及びその連結中間申告書に係る中間納付額とみなされます（改正法附則21）。

2 仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等

連結中間申告書を提出すべき連結親法人がその連結事業年度開始の日以後6月の期間を一連結事業年度とみなしてその期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額を計算した場合には、その連結親法人は、1に代えて、その連結中間申告書に次に掲げる事項を記載して税務署長に提出することができます（法81の20、法規37の9）。

その連結所得の金額又は連結欠損金額

その期間を一連結事業年度とみなして計算した連結所得の金額につき（2「連結同族会社の特別税率」を除きます。）及び（3「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除」を除きます。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

及びの金額の計算の基礎

連結親法人の名称及び納税地（納税地と本店又は主たる事務所が異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）

代表者の氏名

その連結事業年度の開始及び終了の日

その他参考となるべき事項

- (注) 1 この場合の連結中間申告書には、次の書類を添付する必要があります(法81の20、法規37の10)。
- (イ) 連結親法人及び連結子法人の「その連結事業年度開始の日以後6月の期間」の末日における貸借対照表及びその期間の損益計算書
 - (ロ) (イ)に係る勘定科目内訳明細書
 - (ハ) 商法第293条ノ5第1項《中間配当》に規定する取締役会の決議及びその決議の内容を明らかにする書類
- 2 この規定は、3(2)ハ(承認申請期限の経過措置)により連結納税の承認の申請を行い承認を受けた連結親法人にあっては、最初連結事業年度の翌事業年度から適用されます(改正法附則21)。

3 連結中間申告書の提出がない場合の特例

連結中間申告書を提出すべき連結親法人がその連結中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限において、税務署長に対して、1(1)の連結中間申告書の提出があったものとみなされます(法81の21)。

- (注) この規定は、3(2)ハ(承認申請期限の経過措置)により連結納税の承認の申請を行い承認を受けた連結親法人にあっては、最初連結事業年度の翌事業年度から適用されます(改正法附則21)。

4 連結確定申告

連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出する必要があります(法81の22、法規37の11)。

その連結事業年度の課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額の連結所得の金額につき及びにより計算した法人税の額の1(連結事業年度における所得税額の控除)及び2(連結事業年度における外国税額の控除)により控除をされるべき金額で、の法人税の額の計算上、控除しきれなかったものがある場合のその控除しきれなかった金額

連結親法人がその連結事業年度につき連結中間申告書を提出した法人である場合には、の法人税の額からその連結中間申告書に係る中間納付額を控除した金額の中間納付額で、の金額の計算上控除しきれなかった金額がある場合のその控除しきれなかった金額

からに掲げる金額の計算の基礎

連結親法人の名称及び納税地(納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地)

代表者の氏名

連結事業年度の開始及び終了の日

13(連結欠損金の繰戻しによる還付)により還付の請求をする法人税の額

その他参考となるべき事項

- (注) 連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付する必要があります(法81の22、法規37の12)。

(イ) 連結事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(ロ) 連結事業年度の損益金の処分表

(ハ) (イ)に係る勘定科目内訳明細書

(ニ) 1(連結法人税の負担額)により計算される法人税の負担額として支出すべき金額及び2(連結法人税の減少額)により計算される法人税の減少額として収入すべき金額に関する書類

(ホ) 合併、分割、現物出資又は事後設立(ハ)において「組織再編成」といいます。)に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し

(ハ) 組織再編成によりその組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人に移転した資産、負債その他主要な事項又はその組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人から移転を受けた資産、負債その他主要な事項に関する明細書

5 連結確定申告書の提出期限の延長

(1) 制度の概要

連結確定申告書を提出すべき連結親法人が、災害その他やむを得ない理由(6(1)の理由を除きます。)により、連結法人の決算が確定しないため、又は各連結事業年度の連結所得の金額、連結欠損金額及び法人税の額を計算することができないため、その連結確定申告書を4の提出期限までに提出することができないと認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができることとされています(法81の23)。

- (注) この連結確定申告書の提出期限の延長は、国税通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定によりその

提出期限が延長されている場合には、適用はありません。

(2) 申請期限等

連結確定申告書の提出期限の延長に係る申請は、連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に次の事項を記載した申請書により行うこととなります（法81の23、法規37の13）。

連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由

指定を受けようとする期日

申請をする連結親法人の名称及び納税地

代表者の氏名

連結確定申告書に係る連結事業年度終了の日

指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

その他参考となるべき事項

(3) 延長がされたものとみなされる場合

(2)の申請書の提出があった場合において、連結確定申告書の提出期限の延長を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、提出期限の延長又はその却下の処分がなかったときは、申請書に記載した「指定を受けようとする期日」を延長後の提出期限として、延長がされたものとみなされます（法81の23）。

(注) 延長後の提出期限までに連結確定申告書を提出した場合であっても、連結事業年度終了の日の翌日以後2月を経過した日からその連結確定申告書を提出した日までの期間に対して利子税を納付する必要があります（法81の23）。

6 連結確定申告書の提出期限の延長の特例

(1) 制度の概要

連結確定申告書を提出すべき連結親法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、又は連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額、連結欠損金額又は法人税の額を計算することができないために、その連結事業年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書を4の提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その連結親法人の申請に基づきその各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限を2月間（特別の事情がある場合には税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされています（法81の24）。

(注) この連結確定申告書の提出期限の延長の特例は、5又は国税通則法第11条の規定によりその提出期限が延長されている連結事業年度には、適用はありません。（法81の24）

(2) 申請期限等

連結確定申告書の提出期限の延長の特例に係る申請は、連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に次の事項を記載した申請書により行うこととなります（法81の24、法規37の14）。

連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由

税務署長の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数

の月数の期間及びその提出期限の延長を必要とする理由

申請をする連結親法人の名称及び納税地

代表者の氏名

連結確定申告書に係る連結事業年度終了の日

その他参考となるべき事項

(3) 延長がされたものとみなされる場合

(2)の申請書の提出があった場合において、連結確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に、提出期限の延長又はその却下の処分がなかったときは、2月間（税務署長の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数の期間）の延長がされたものとみなされます（法81の24）。

(注) 延長後の提出期限までに連結確定申告書を提出した場合であっても、連結事業年度終了の日の翌日以後2月を経過した日からその連結確定申告書を提出した日までの期間に対して利子税を納付する必要があります（法81の24）。

(4) 適用の取りやめ

連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている連結親法人は、その適用を取りやめようとするときは、取りやめようとする連結事業年度終了の日までに、次の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（法81の24、法規37の15）。

取りやめようとする連結事業年度開始の日

届出をする連結親法人の名称及び納税地

代表者の氏名

連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又はその処分があったものとみなされた日

その連結事業年度以後の各連結事業年度について連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとするその連結事業年度終了の日

その適用をやめようとする理由

その他参考となるべき事項

7 連結子法人の個別帰属額等の届出

(1) 制度の概要

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までにイに掲げる事項（(2)において「個別帰属額等」といいます。）を記載した書類に、ロの書類を添付して、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります（法81の25、法規37の16、37の17）。

イ 記載事項

1（連結法人税の負担額）により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は 2（連結法人税の減少額）により計算される法人税の減少額として収入すべき金額

の金額の計算の基礎

連結子法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

連結子法人の代表者の氏名

その連結事業年度の開始及び終了の日

その他参考となるべき事項

ロ 添付書類

その連結事業年度の貸借対照表及び損益計算書

1（連結法人税の負担額）により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は 2（連結法人税の減少額）により計算される法人税の減少額として収入すべき金額に関する書類

その連結事業年度の損益金の処分表

に係る勘定科目内訳明細書

合併、分割、現物出資又は事後設立（において「組織再編成」といいます。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し

組織再編成によりその組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人に移転した資産、負債その他主要な事項又はその組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人から移転を受けた資産、負債その他主要な事項に関する明細書

(2) 個別帰属額等に異動があった場合

連結子法人は、(1)により提出した書類に記載した個別帰属額等に異動があった場合には、速やかにその本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に対し、その異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を提出する必要があります（法81の25）。

8 連結中間申告による納付

連結中間申告書を提出した連結親法人は、その連結中間申告書に記載した連結中間税額を基礎として計算した金額（2の適用を受けた場合には2の法人税の額となります。）があるときは、その連結中間申告書の提出期限までに、その金額を国に納付する必要があります（法81の26）。

(注) この規定は、3(2)八(承認申請期限の経過措置)により連結納税の承認の申請を行い承認を受けた連結親法人にあっては、最初連結事業年度の翌事業年度から適用されず（改正法附則21）。

9 連結確定申告による納付

連結確定申告書を提出した連結親法人は、その連結確定申告書に記載した4のその連結事業年度の連結所得の金額を課税標準として計算した法人税の額（連結中間申告書を提出した法人である場合には、その連結中間申告書に係る中間納付額を控除した金額となります。）があるときは、その連結確定申告書の提出期限までに、その金額を国に納付する必要があります（法81の27）。

10 連結子法人の連帯納付の責任

連結子法人は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税（その連結子法人の連結事業年度の期間に納税義務が成立したものに限り、）について、連帯納付の責任を負うこととされています（法81の28）。

11 所得税額等の還付

連結確定申告書の提出があった場合において、その連結確定申告書に4の金額（所得税額及び外国税額につき控除されるべき金額のうち控除しきれなかったもの）の記載があるときは、税務署長は、その金額を連結親法人に対して還付することとされています（法81の29）。

12 連結中間納付額の還付

連結中間申告書を提出した連結親法人からその連結中間申告書に係る連結確定申告書の提出があった場合において、その連結確定申告書に4の金額（中間納付額のうち控除しきれなかったもの）の記載があるときは、税務署長は、その金額を連結親法人に対して還付することとされています（法81の30）。

（注）この還付を行うに当たっては、連結中間申告書に係る中間納付額について課された延滞税がある場合には、その延滞税のうち、還付される中間納付額に対応する部分の金額を併せて還付することとされています（法81の30）。

13 連結欠損金の繰戻しによる還付

(1) 制度の概要

連結親法人の連結確定申告書を提出する連結事業年度において生じた連結欠損金額がある場合（(2)の場合を除きます。）には、連結親法人は、その連結事業年度の連結確定申告書の提出と同時に、欠損連結事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に、そのいずれかの連結事業年度（以下(2)までにおいて「還付所得連結事業年度」といいます。）の連結所得の金額のうち占める欠損連結事業年度の連結欠損金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができます（法81の31）。

$$\text{還付請求額} = \frac{\text{還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額}}{\text{還付所得連結事業年度の連結所得}} \times \frac{\text{欠損連結事業年度の連結欠損金額に相当する金額}}{\text{還付所得連結事業年度の連結所得}}$$

ただし、この制度は連結親法人の平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、(2)の適用がある場合を除き、適用されません（措法68の98）。

（注）1 「欠損連結事業年度」とは、連結親法人の連結確定申告書を提出する連結事業年度で連結欠損金額が生じたものをいいます。以下(2)までにおいて同じです。

2 上記「欠損連結事業年度開始の日」は、連結親法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合には、その分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日となります。

3 上記「連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」は、附帯税の額を除くものとし、1（連結事業年度における所得税額の控除）から4（連結事業年度における税額控除の順序）までにより控除された金額がある場合には、その金額を加算した金額となります。

4 この還付請求額の計算の基礎となる「欠損連結事業年度の連結欠損金額」からは、他の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき還付を受ける計算の基礎とするものを除きます。以下(2)において同じです。

5 既にその還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき、この還付請求により還付を受けている場合には、その法人税の額から既に還付された金額を控除した金額を「還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」とみなし、還付所得連結事業年度の連結所得の金額から還付の対象となった連結欠損金額を控除した金額を「還付所得連結事業年度の連結所得の金額」とみなすこととなります（法81の31）。

6 この還付請求は、還付所得連結事業年度から欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出しており、欠損連結事業年度の連結確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長がやむを得ない事情があると認める場合には、その連結確定申告書を提出期限後に提出した場合を含みます。）に限り行うことができます（法81の31）。

7 この還付請求は、連結親法人が、次に掲げる事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出して行うこととなります（法81の31、法規38）。

還付を受けようとする法人税の額

の計算の基礎

その請求をする連結親法人の名称及び納税地

代表者の名前
欠損連結事業年度の連結確定申告書とその提出期限後に提出する場合においては、その連結確定申告書を提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
還付所得連結事業年度の開始及び終了の日
その他参考となるべき事項

(2) 解散等の事実が生じた場合

連結親法人に次に掲げる事実が生じた場合において、その事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又はその日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額があるときには、連結親法人は、その事実が生じた日以後1年以内に、欠損連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に、還付所得連結事業年度の連結所得の金額のうちを占める欠損連結事業年度の連結欠損金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができます（法81の31、法令156）。

連結親法人の解散（適格合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。）

会社更生法の規定による更生手続の開始

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始

民事再生法の規定による再生手続開始の決定

商法の規定による整理開始の命令

(注)1 この還付請求は、還付所得連結事業年度から欠損連結事業年度まで連続して連結確定申告書を提出している場合に限り行うことができます。

2 上記「その事実が生じた日以後1年以内」という請求期限は、連結親法人が6(1)(2)（承認の取消し、承認のみなし取消し）により連結納税の承認を取り消された場合又は7（連結納税の適用の取りやめ）の承認を受けた場合における最終の連結確定申告書の提出期限より後になるときは、その最終の連結確定申告書の提出期限が請求期限となります。

14 前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例

連結法人が、連結確定申告書に記載すべき金額又は確定申告書に記載すべき金額につき、修正申告書を提出し、その修正申告書の提出に伴い、次の又はに掲げる場合に該当することとなるときは、その連結法人に係る連結親法人は、その連結法人が修正申告書を提出した日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、それぞれ次の又はに掲げる金額につき、国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をすることができます。

この場合の更正の請求書には、同条第3項に定める事項のほかに、その修正申告書を提出した日を記載する必要があります（法82）。

その修正申告書に係る連結事業年度又は事業年度後の連結事業年度の連結確定申告書に記載した法人税の額（4）又は連結中間申告書を提出している場合には中間納付額を控除した後の法人税の額（4）が過大となる場合

その修正申告書に係る連結事業年度又は事業年度後の連結事業年度の連結確定申告書に記載した連結欠損金額（4）、税額控除を受けきれなかった金額（4）又は控除しきれなかった中間納付額（4）が過少となる場合

(注)1 「連結確定申告書に記載すべき金額」とは、4の から に掲げる金額をいいます。

2 「確定申告書に記載すべき金額」とは、法人税法第74条第1項第1号から第5号に掲げる金額をいいます。

3 及び の金額（4の から の金額）は、この更正の請求の特例を適用する前にこれらの金額につき修正申告書の提出がある場合には、その修正申告後の金額となります。

4 連結確定申告書に記載すべき金額又は確定申告書に記載すべき金額につき、更正又は決定を受けた場合にも、同様にこの特例の適用があります。